

定款の施行に関する規則に関する細則

2026年3月25日制定

第1章 総則

(目的)

第1条 この細則は、定款の施行に関する規則（以下「規則」という。）の施行に関し、必要な事項を定める。

(入会申込書)

第2条 規則第3条第3項に規定する入会申込書の様式は、正会員にあつては別紙様式第1号、賛助会員にあつては別紙様式第2号とする。

(入会時の届出)

第3条 規則第8条に定める届出は、次の各号に掲げる様式を用い、一般社団法人資産運用業協会（以下、「本協会」という）が定めるメールアドレスへの送付により行うものとする。

- (1) 規則第8条第1項 別紙様式第3号
- (2) 規則第8条第2項 別紙様式第4号
- (3) 規則第8条第3項 別紙様式第5号

(正会員の報告事項)

第4条 規則第9条第1項各号に規定する届出は、次の各号に掲げる様式を用い、「本協会の会員からの届出に係る電子的届出・保管システム（以下「届出管理システム」という。）」により報告を行うこととする。

- (1) 規則第9条第1項第1号 別紙様式第6号
- (2) 規則第9条第1項第2号 別紙様式第7号
- (3) 規則第9条第1項第3号 別紙様式第8号
- (4) 規則第9条第1項第4号 別紙様式第9号
- (5) 規則第9条第1項第5号 別紙様式第10号
- (6) 規則第9条第1項第6号 別紙様式第11号
- (7) 規則第9条第1項第7号 別紙様式第12号
- (8) 規則第9条第1項第8号 別紙様式第13号
- (9) 規則第9条第1項第9号 別紙様式第14号
- (10) 規則第9条第1項第10号 別紙様式第15号
- (11) 規則第9条第1項第11号 別紙様式第16号
- (12) 規則第9条第1項第12号 別紙様式第17号
- (13) 規則第9条第1項第13号 別紙様式第18号

- (14) 規則第9条第1項第14号 別紙様式第19号
- (15) 規則第9条第1項第15号 別紙様式第20号
- (16) 規則第9条第1項第16号 別紙様式第21号
- (17) 規則第9条第1項第17号 別紙様式第22号
- (18) 規則第9条第1項第18号 別紙様式第23号
- (19) 規則第9条第1項第19号 別紙様式第24号
- (20) 規則第9条第1項第20号 別紙様式第25号
- (21) 規則第9条第1項第21号 別紙様式第26号
- (22) 規則第9条第1項第22号 別紙様式第27号
- (23) 規則第9条第1項第23号 別紙様式第28号
- (24) 規則第9条第1項第24号 別紙様式第29号
- (25) 規則第9条第1項第25号 別紙様式第30号
- (26) 規則第9条第1項第26号 別紙様式第31号
- (27) 規則第9条第1項第27号 別紙様式第32号
- (28) 規則第9条第1項第28号 別紙様式第33号
- (29) 規則第9条第1項第29号 別紙様式第34号
- (30) 規則第9条第1項第30号 別紙様式第35号
- (31) 規則第9条第1項第31号 別紙様式第36号
- (32) 規則第9条第1項第32号 別紙様式第37号
- (33) 規則第9条第1項第33号 別紙様式第38号
- (34) 規則第9条第1項第34号 別紙様式第39号
- (35) 規則第9条第1項第35号 別紙様式第40号
- (36) 規則第9条第1項第36号 別紙様式第41号
- (37) 規則第9条第1項第37号 別紙様式第42号
- (38) 規則第9条第1項第38号 別紙様式第43号
- (39) 規則第9条第1項第39号 別紙様式第44号
- (40) 規則第9条第1項第40号 別紙様式第45号

2 規則第9条第2項各号に規定する届出は、次の各号に掲げる様式を用い、本協会が定めるメールアドレスへの送付により行うものとする。

- (1) 規則第9条第2項第1号 別紙様式第46号
- (2) 規則第9条第2項第2号 別紙様式第47号
- (3) 規則第9条第2項第3号 別紙様式第48号
- (4) 規則第9条第2項第4号 別紙様式第49号
- (5) 規則第9条第2項第5号 別紙様式第50号
- (6) 規則第9条第2項第6号 別紙様式第51号
- (7) 規則第9条第2項第7号 別紙様式第52号
- (8) 規則第9条第2項第8号 別紙様式第53号
- (9) 規則第9条第2項第9号 別紙様式第54号
- (10) 規則第9条第2項第10号 別紙様式第55号

- (11) 規則第9条第2項第11号 別紙様式第56号
- (12) 規則第9条第2項第12号 別紙様式第57号
- (13) 規則第9条第2項第13号 別紙様式第58号
- (14) 規則第9条第2項第14号 別紙様式第59号
- (15) 規則第9条第2項第15号 別紙様式第60号
- (16) 規則第9条第2項第16号 別紙様式第61号
- (17) 規則第9条第2項第17号 別紙様式第62号
- (18) 規則第9条第2項第18号 別紙様式第63号
- (19) 規則第9条第2項第19号 別紙様式第64号
- (20) 規則第9条第2項第20号 別紙様式第65号
- (21) 規則第9条第2項第21号 別紙様式第66号
- (22) 規則第9条第2項第22号 別紙様式第67号
- (23) 規則第9条第2項第23号 別紙様式第68号
- (24) 規則第9条第2項第24号 別紙様式第69号
- (25) 規則第9条第2項第25号 別紙様式第70号
- (26) 規則第9条第2項第26号 別紙様式第71号
- (27) 規則第9条第2項第27号 別紙様式第72号

(賛助会員の報告事項)

第5条 規則第12条第1項各号に規定する届出は、次の各号に掲げる様式を用い、届出管理システムにより報告を行うこととする。

- (1) 規則第12条第1項第1号 別紙様式第73号
- (2) 規則第12条第1項第2号 別紙様式第74号
- (3) 規則第12条第1項第3号 別紙様式第75号
- (4) 規則第12条第1項第4号 別紙様式第76号
- (5) 規則第12条第1項第5号 別紙様式第77号
- (6) 規則第12条第1項第6号 別紙様式第78号

(退会届)

第6条 規則第13条第1項に規定する退会届は、別紙様式第79号を用い、以下に定める方法で届け出ることとする。

- (1) 投資運用会員及び賛助会員 届出管理システム
- (2) 投資助言会員 本協会が定めるメールアドレスへの送付

附 則

第1条 この細則は、本協会、一般社団法人投資信託協会（第2条において「甲」という。）及び一般社団法人日本投資顧問業協会（第2条において「乙」という。）との合併契約に基づく吸収合併の効力が発生することを条件として、当該吸収合併の効力発生日（2026年4月1日）に施行する。

第2条 第4条第1項及び第5条に規定する「届出管理システム」による報告については、合併後、新たな「届出管理システム」に移行するまでの間、従前の「届出管理システム」等によるものとし、その詳細については会員への通知文書をもって周知する。また、新たな「届出管理システム」の稼働日及び届出方法の詳細については、改めて会員への通知文書をもって周知する。